

第22期第12回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年7月31日（月） 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 福岡県豊前海区における共同漁業及び区画漁業の免許について（諮問）

資料1

(2) 第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について（協議）

資料2

(3) 福岡県漁業調整規則の改正に伴うあわび、なまこの採捕禁止期間に関する
委員会指示について（協議）

資料3

(4) 福岡県漁業調整規則の改正に伴う固定式刺し網漁業（一重建網、三重建網）
及び刺し網漁業（ぼら罫刺し網）の許可方針の変更について（協議）

資料4

(5) 福岡県豊前海区における雑魚柵網の身網の設置場所の委員会指示について
（協議）

資料5

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
（協議）

資料6

(7) その他

5 漁管第 8 1 6 号
令和 5 年 7 月 2 8 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(福岡県農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における共同及び区画漁業の免許について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号) 第 7 0 条の規定により下記のとおり諮問します。

記

令和 5 年 5 月 1 9 日福岡県告示第 3 2 6 号により福岡県豊前海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間等を公示したところ、別添一覧表のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



豊前海区における免許申請一覧表(共同漁業)

免許番号 (豊共)		申請者 (太字は代表者)	適 格 性			総 会 の 議 決						
			関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者(員外者含む。漁業従事者は含まない。)の属する世帯数(A)	関係地区内に住所を有する組合員(准組合員含む)であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者(漁業従事者は含まない)の属する世帯数	(A)×2/3	総会開催 年月日	総会日における 組合員数		総会に出席した 組合員数		賛成 者数	可否 決の 別
公示 番号	免許 番号					正	准	正	准			
		計	341	341	228							
		豊前海北部 漁業協同組合	53	53		R5.6.23	88	11	88		87	可決
		北九州東部 漁業協同組合	18	18		R5.6.23	25	3	25		24	可決
		曾根 漁業協同組合	11	11		R5.6.27	27	6	26		25	可決
		苅田町 漁業協同組合	21	21		R5.6.30	32	3	32		31	可決
		葦島 漁業協同組合	55	55		R5.6.17	88	24	66		64	可決
		行橋市 漁業協同組合	62	62		R5.6.24	109	17	90		89	可決
		豊築 漁業協同組合	74	74		R5.6.24	109	44	95	2	93	可決
		吉富 漁業協同組合	47	47		R5.6.21	70	0	70		69	可決
1	1											

豊前海区における免許申請一覧表(共同漁業)

免許番号 (豊共)		申請者 (太字は代表者)	適 格 性			総 会 の 議 決						
			関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者(員外者含む。漁業従事者は含まない。)の属する世帯数(A)	関係地区内に住所を有する組合員(准組合員含む)であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者(漁業従事者は含まない)の属する世帯数	(A)×2/3	総会開催年月日	総会日における組合員数		総会に出席した組合員数		賛成者数	可否決の別
公示番号	免許番号					正	准	正	准			
		計	32	32	22							
2	2	豊前海北部 漁業協同組合	14	14		R5.6.23	88	11	88		87	可決
		北九州市 漁業協同組合	18	18		R5.6.27	204	8	200		199	可決
		計	74	74	50							
3	3	豊前海北部 漁業協同組合	24	24		R5.6.23	88	11	88		87	可決
		北九州東部 漁業協同組合	18	18		R5.6.23	25	3	25		24	可決
		曾根 漁業協同組合	11	11		R5.6.27	27	6	26		25	可決
		苅田町 漁業協同組合	21	21		R5.6.30	32	3	32		31	可決
		計	74	74	50							

豊前海区における免許申請一覧表(区画漁業)

種類	免許番号 (豊区)		申請者	適 格 性			総 会 の 議 決						
				関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区内に住所を有する組合員(准組合員含む。)であって、当該漁業を営む者の属する世帯数	(A)×2/3	総会開催 年月日	総会日における 組合員数		総会に出席した 組合員数		賛成 者数	可否 決の 別
	公示 番号	免許 番号						正	准	正	准		
のり養殖業 (支柱式)	1	1	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決
	2	2	葦島漁業協同組合	4	4	3	R5.6.17	88	24	66		64	可決
	3	3	葦島漁業協同組合	4	4	3	R5.6.17	88	24	66		64	可決
	4	4	葦島漁業協同組合	4	4	3	R5.6.17	88	24	66		64	可決
	5	5	曾根漁業協同組合	2	2	2	R5.6.27	27	6	26		25	可決
のり養殖業 (浮流式)	101	101	葦島漁業協同組合	4	4	3	R5.6.17	88	24	66		64	可決
かき養殖業	201	201	豊前海北部漁業協同組合	3	3	2	R5.6.23	88	11	88		87	可決
	202	202	豊前海北部漁業協同組合	3	3	2	R5.6.23	88	11	88		87	可決
	203	203	豊前海北部漁業協同組合	24	24	16	R5.6.23	88	11	88		87	可決
	204	204	豊前海北部漁業協同組合	24	24	16	R5.6.23	88	11	88		87	可決
	205	205	豊前海北部漁業協同組合	24	24	16	R5.6.23	88	11	88		87	可決
	206	206	北九州東部漁業協同組合	6	6	4	R5.6.23	25	3	25		24	可決
	207	207	北九州東部漁業協同組合	6	6	4	R5.6.23	25	3	25		24	可決
	208	208	曾根漁業協同組合	10	10	7	R5.6.27	27	6	26		25	可決
	209	209	曾根漁業協同組合	10	10	7	R5.6.27	27	6	26		25	可決
	210	210	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決
	211	211	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決

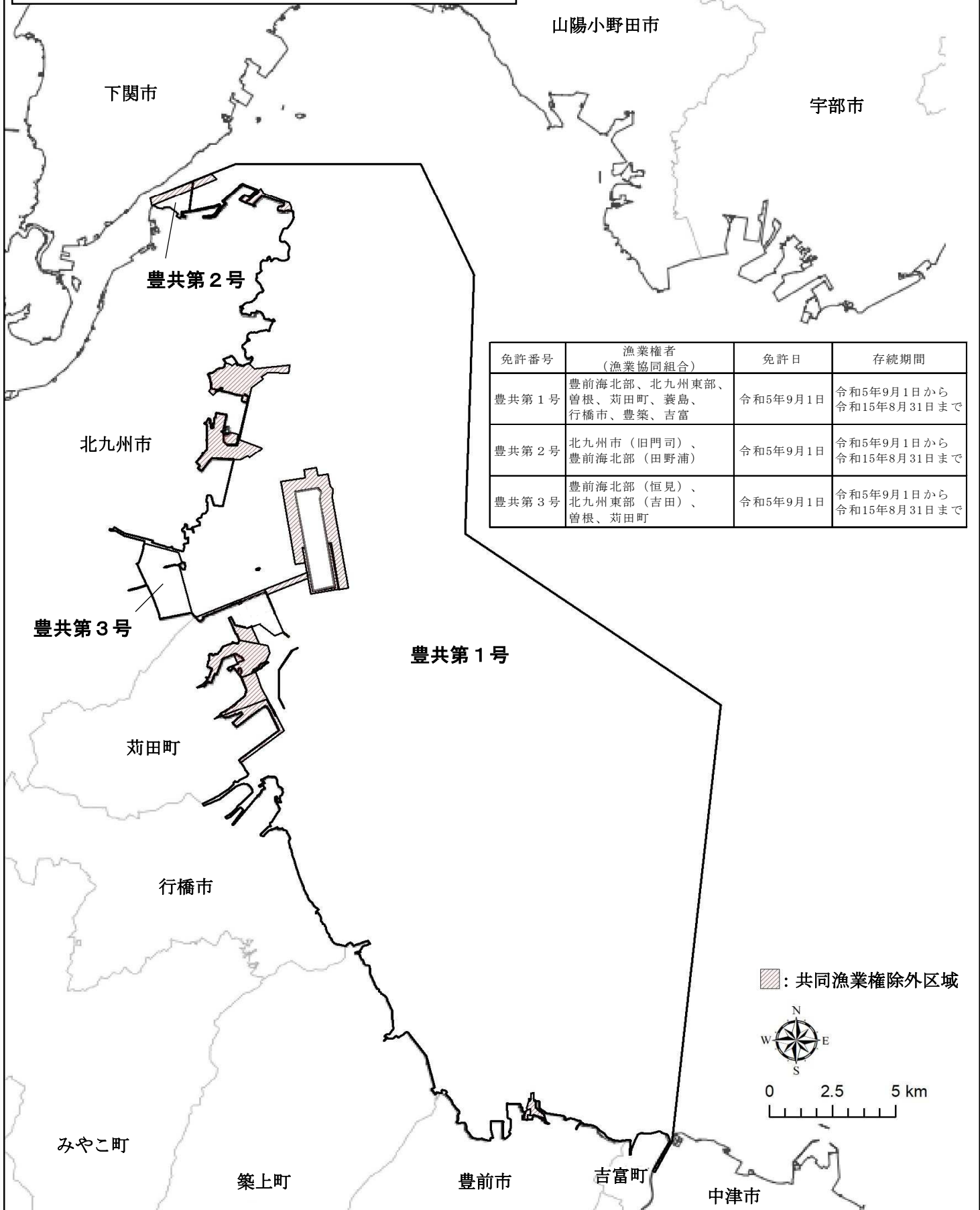
豊前海区における免許申請一覧表(区画漁業)

種類	免許番号 (豊区)		申請者	適 格 性			総 会 の 議 決						
				関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区内に住所を有する組合員(准組合員含む。)であって、当該漁業を営む者の属する世帯数	(A)×2/3	総会開催 年月日	総会日における 組合員数		総会に出席した 組合員数		賛成 者数	可否 決の 別
	正	准						正	准				
かき養殖業	212	212	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決
	213	213	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決
	214	214	苅田町漁業協同組合	21	21	14	R5.6.30	32	3	32		31	可決
	215	215	菟島漁業協同組合	7	7	5	R5.6.17	88	24	66		64	可決
	216	216	菟島漁業協同組合	7	7	5	R5.6.17	88	24	66		64	可決
	217	217	豊築漁業協同組合	5	5	4	R5.6.24	109	44	95	2	93	可決
	218	218	豊築漁業協同組合	5	5	4	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	219	219	豊築漁業協同組合	4	4	3	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	220	220	豊築漁業協同組合	4	4	3	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	221	221	豊築漁業協同組合	2	2	2	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	222	222	豊築漁業協同組合	2	2	2	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	223	223	豊築漁業協同組合	2	2	2	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決
	224	224	吉富漁業協同組合	2	2	2	R5.6.21	70	0	70		69	可決
	225	225	吉富漁業協同組合	2	2	2	R5.6.21	70	0	70		69	可決
	226	226	豊築漁業協同組合	2	2	2	R5.6.24	109	44	95	2	94	可決

○豊前海区共同漁業権一覧表(※赤色がH25年免許からの変更点)

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	豊共第1号	豊共第2号	豊共第3号	漁業調整規則による規制		条件	備考
						禁止期間	体長等制限		
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで	○	○		4.1~9.30			漁業時期の変更
	たこ	1月1日から12月31日まで	○	○			体重100g以下		
	餌むし	"	○	○	○				
	あさり	"	○		○		殻長3cm以下		
	ゆむし(い)	"	○		○				
	はまぐり	"	○			6.1~8.31	殻長4cm以下		
	あかがい	"	○		○				
	もがい	"	○		○		殻長3cm以下		
	ばかがい(きぬがい)	"	○		⊗				豊共第3号のみ削除
	しおふき	"	○		○				
	まてがい	"	○		○				
	とりがい	"	○						
	おおのがい	"	○		○				
	かき	"	○		○				
	たいらぎ	"	○			6.1~9.30	殻高15cm以下		
	あかにし	"	○						
	てんぐにし	"	○						
	つめたがい	"			⊗				削除
	みるくい	"	⊗	⊗	⊗				削除
	あわび	1月1日から12月31日まで 12月21日から翌年10月31日まで	○	○		11.1~12.20	殻長10cm以下		漁業時期の変更
さざえ	1月1日から12月31日まで	⊗	○					豊共第1号のみ削除	
うちむさぎ	"			⊗				削除	
かがみがい	"			⊗				削除	
あまのり	10月1日から翌年4月30日まで	○							
あおのり	11月1日から翌年5月31日まで	○		⊗				豊共第3号のみ削除	
いぎす	1月1日から12月31日まで	○							
おごのり	"	○							
えごのり	"	○							
わかめ	"	○	○						
あかもく	"	○							
第2種共同漁業	雑魚樹網漁業	1月1日から12月31日まで	○					・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈2メートル以上のものを使用してはならない。(豊共第2号を除く) ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	
	うなぎ石がま	"	○		⊗				豊共第3号のみ削除
	雑魚底刺網	"	○	○	⊗				豊共第3号のみ削除
	うなぎ柴づけ	5月15日から10月31日まで	○		⊗				豊共第3号のみ削除
	いかかご	3月1日から6月30日まで	○						
	あなごかご	1月1日から12月31日まで	○	○	○				
	ばいかご	"	○	○					
	うなぎうけ(かご、筒を含む。)	"	○		○				

福岡県豊前海区 共同漁業権漁場参考図



免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	免許日	存続期間
豊共第1号	豊前海北部、北九州東部、 曾根、苅田町、蓑島、 行橋市、豊築、吉富	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第2号	北九州市(旧門司)、 豊前海北部(田野浦)	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第3号	豊前海北部(恒見)、 北九州東部(吉田)、 曾根、苅田町	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

○区画漁業権内容一覧表（※赤色がH30年免許からの変更点）

①のり養殖業(支柱式)

存続期間: 令和5年9月1日～令和10年8月31日

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	
2号	"	"	"	行橋市大字菱島地先	菱島漁協	"	
3号	"	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	削除
6号	"	"	"	"	"	"	削除
7 5号	第1種区画漁業	のり養殖業	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	

②のり養殖業(浮流式)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1～4/30	行橋市大字菱島地先	菱島漁協	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	

③かき養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1～12/31	北九州市門司区大字柄杓田地先	豊前海北部漁協	なし	削除
202 201号	"	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	豊前海北部漁協	"	
203 202号	"	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	"	
204 203号	"	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	豊前海北部漁協(恒見)	"	
205 204号	"	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	"	
206 205号	"	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	
207 206号	"	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協(吉田)	"	
208 207号	"	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	"	
209号	"	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	削除
210 208号	"	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	"	
211 209号	"	"	"	"	"	"	

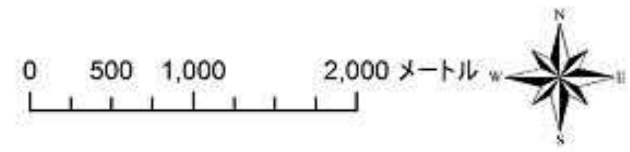
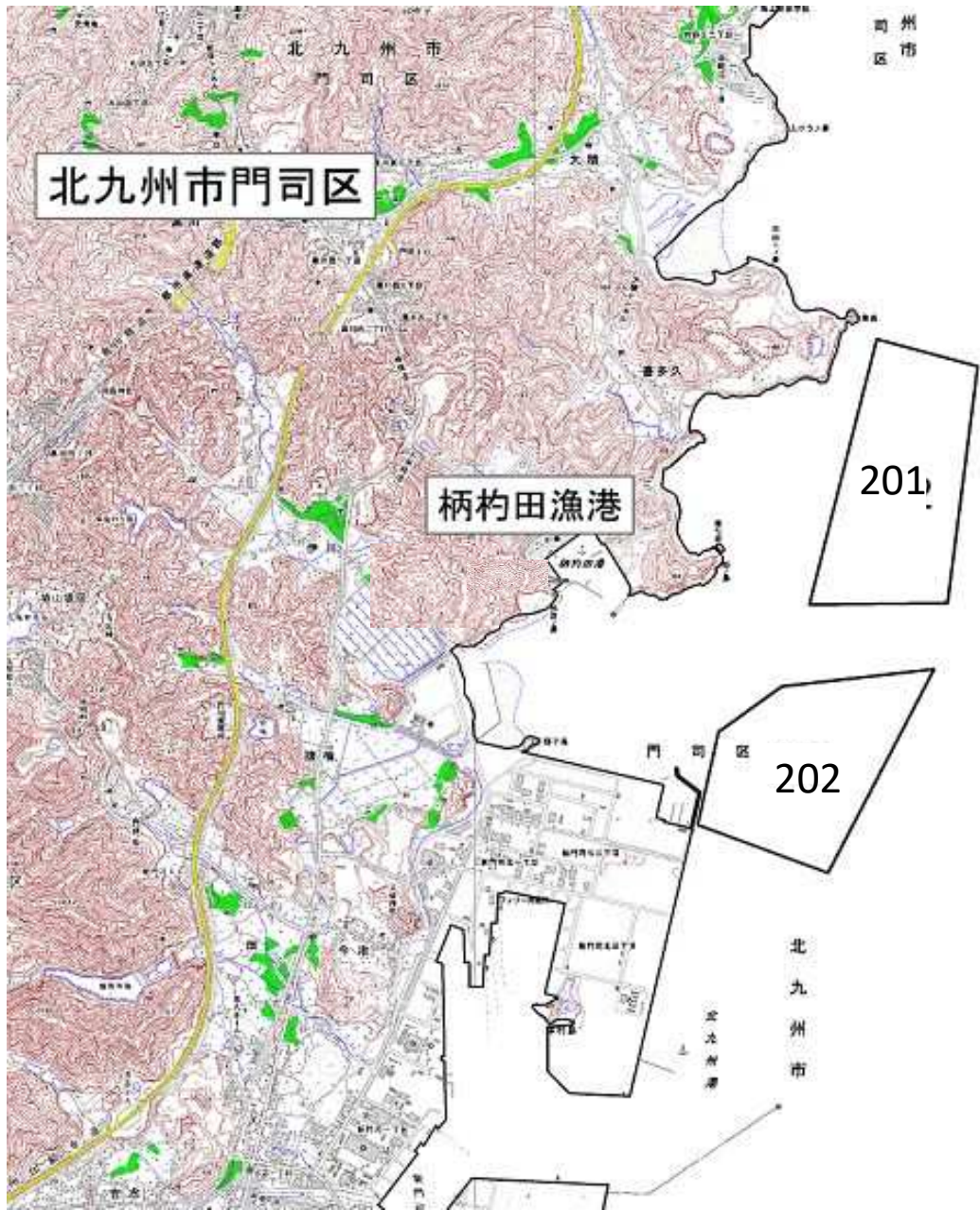
○区画漁業権内容一覧表（※赤色がH30年免許からの変更点）

③かき養殖業(前ページからの続き)

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
212 210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1~12/31	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	なし	
213 211号	"	"	"	"	"	"	
214 212号	"	"	"	"	"	"	
215 213号	"	"	"	"	"	"	
216 214号	"	"	"	"	"	"	
217 215号	"	"	"	行橋市大字菘島地先	菘島漁協	"	
218 216号	"	"	"	"	"	"	
219 217号	"	"	"	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協(椎田町)	"	
220 218号	"	"	"	築上郡築上町大字有安地先	"	"	区域の変更
221 219号	"	"	"	豊前市大字松江地先	豊築漁協(松江浦)	"	区域の変更
222 220号	"	"	"	"	"	"	
223 221号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	
224 222号	"	"	"	豊前市大字宇島地先	豊築漁協(宇島)	"	
225 223号	"	"	"	"	"	"	
226 224号	"	"	"	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	"	
227 225号	"	"	"	"	"	"	
226号	"	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	"	301号わかめ養殖業の削除のため

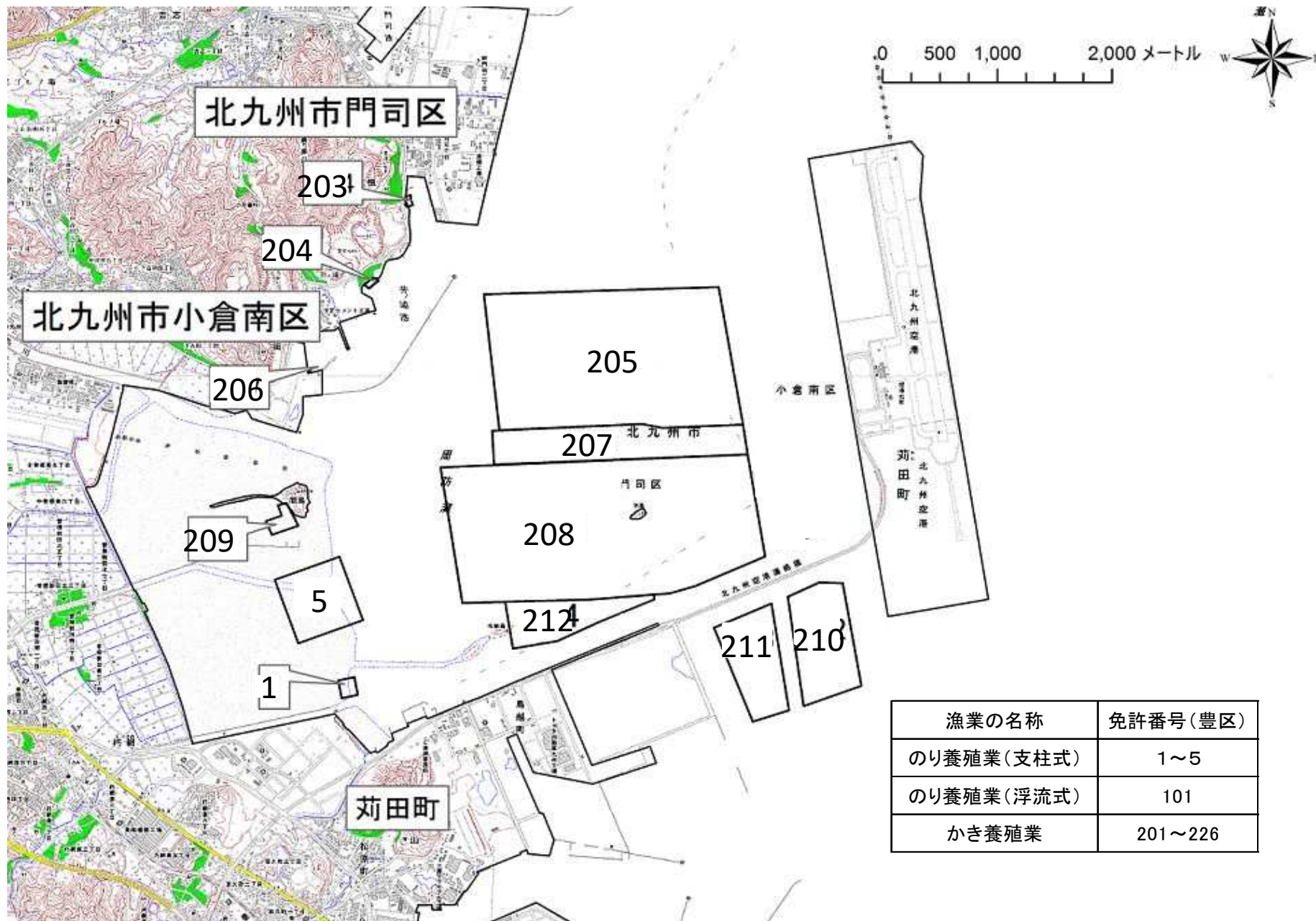
④かき・わかめ養殖業

免許番号 (豊区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	条件	備考
301号	第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1/1~12/31	豊前市大字八屋地先	豊築漁協(八屋)	なし	削除

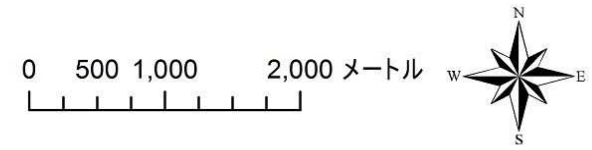
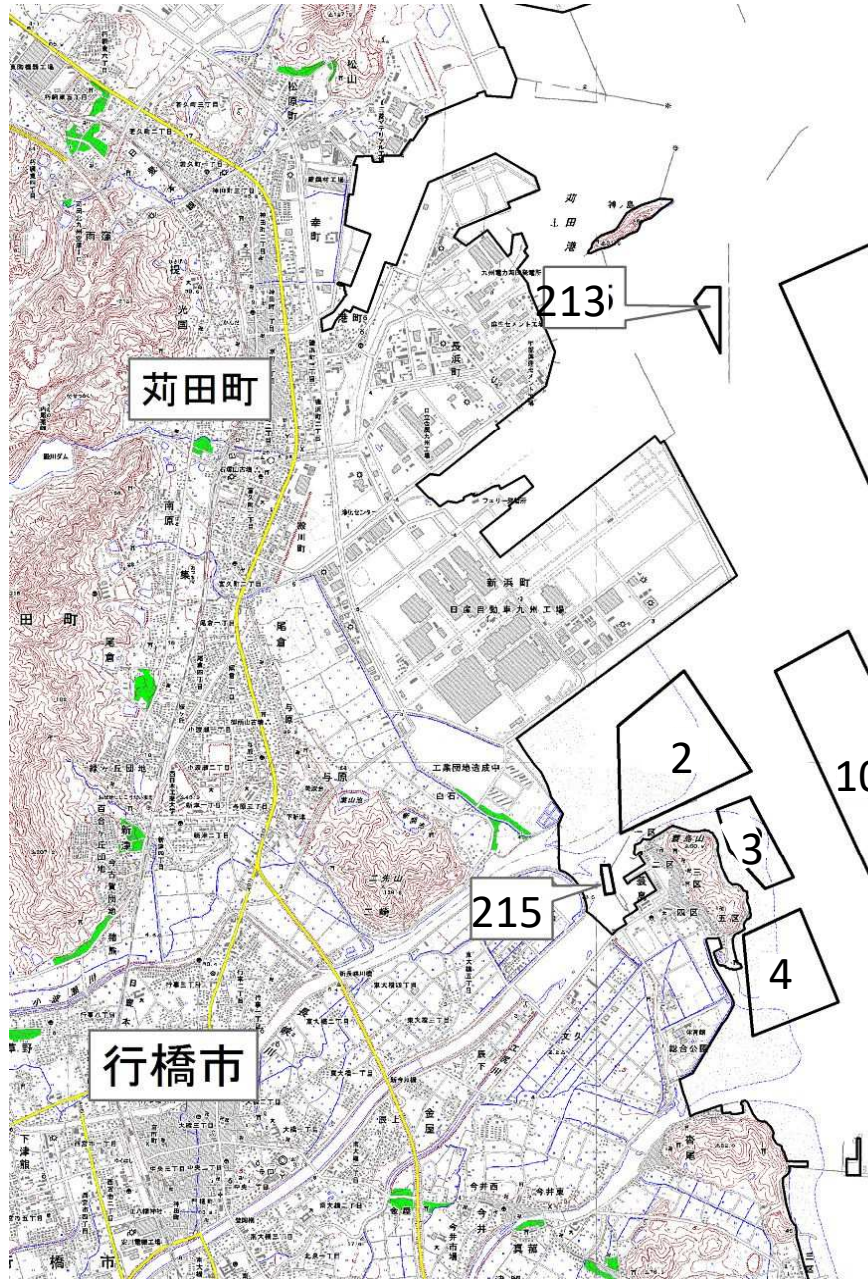


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226

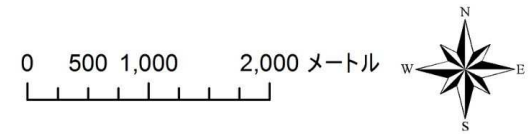
原
筋
書



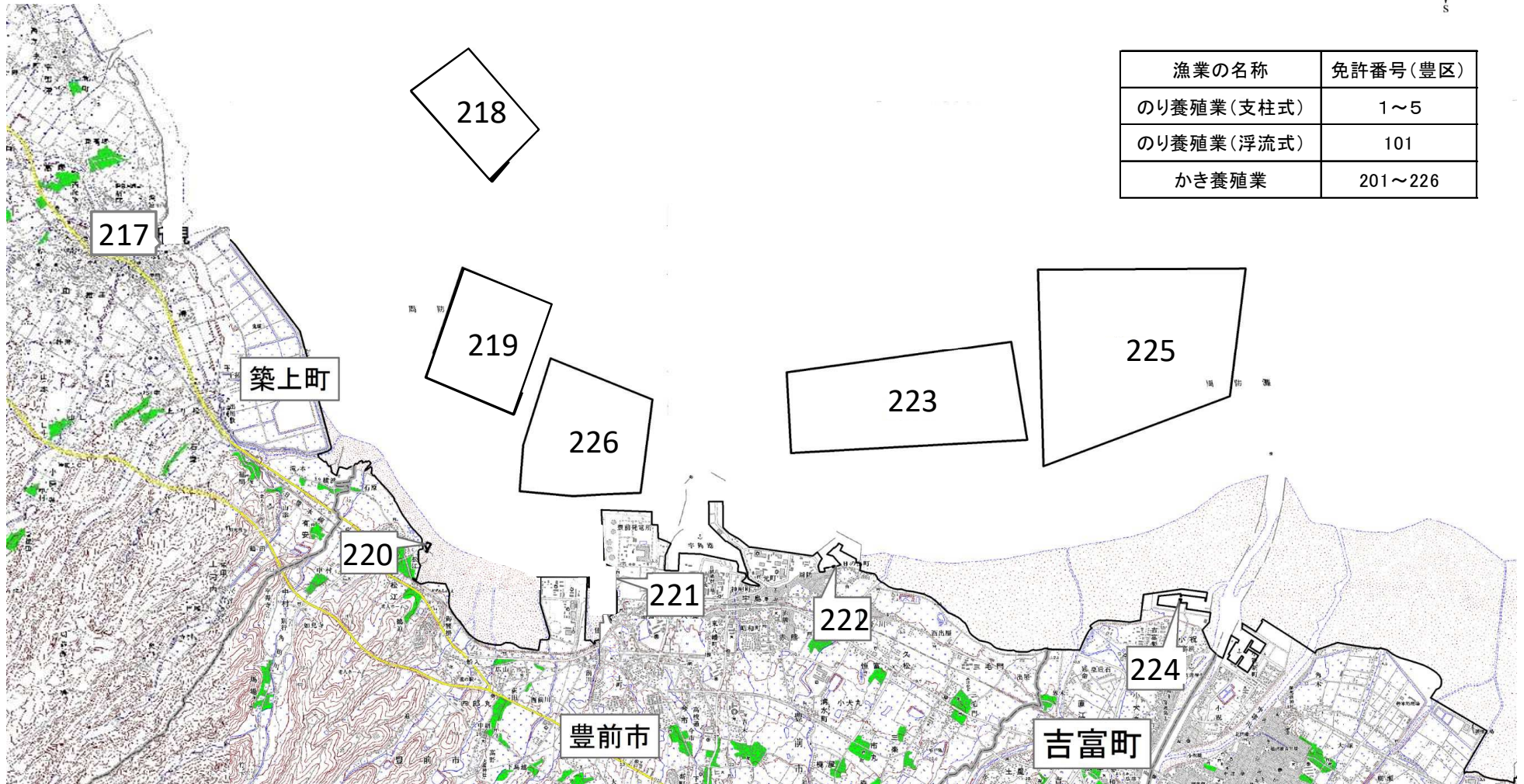
漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~5
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~226



第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和5年8月8日(火) 午後2時00分から
場 所 : 山口県庁10階 漁業調整委員会室
(山口県山口市滝町1番1号)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
第1号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期
について

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

第3号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に
ついて
- 4 その他
- 5 閉 会

福岡県漁業調整規則改正に伴う委員会指示及び今後の対応について

漁業管理課

【現行】

- ・福岡県漁業調整規則改正に伴い、第38条で規定している「あわび」、「なまこ」の採捕禁止期間を削除（令和5年9月1日施行予定）。
あわび採捕禁止期間：11/1－12/20
なまこ採捕禁止期間：4/1－9/30
- ・漁業権漁業については、漁業権更新にあわせ免許上で漁業時期を制限。
あわび採捕禁止期間：11/1－12/20（豊共第1号、第2号）
なまこ採捕禁止期間：4/1－9/30（豊共第1号、第2号）
- ・一方、許可漁業にあつては、福岡県漁業調整規則の改正に伴い、あわび・なまこの採捕期間を制限する規定が消失。

【今後の対応】

- ・今後、各許可漁業の許可更新時に許可方針改正によりあわび・なまこの採捕期間の制限を付記する方向で検討中。
- ・個別の許可更新までは委員会指示にて採捕期間を制限する方向で検討中。

【委員会指示が適用される漁業】

許可漁業のうち、許可の条件であわび・なまこの採捕禁止期間を規定していないもの。

※ 漁業権漁業及び許可漁業のうち、あわび・なまこの採捕禁止期間を規定したものは除く。

【許可方針改正の今後のスケジュール】

R5. 7月 固定式刺し網（一重、三重）、ぼら囲い刺し網（本日審議）
R5年度 こち建て網（山口漁船）、きす流し刺し網（山口漁船）
R8年度 えびこぎ網、けた網、なまここぎ網、ごち網 等
R10年度 さより流し刺し網 等

【調整委員会指示のスケジュール】

R5. 7月～ 委員会指示（案）協議（今回）
R5. 8月8日 周防灘三県連合海区漁業調整委員会で意見聴取
R5. 9月1日 委員会指示施行

固定式さし網（一重建網）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
3 3 3 隻	北九州市門司区、同小倉南区、 京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡 築上町、同吉富町

(2) 船舶の総トン数

なし

(3) 推進機関の馬力数

なし

(4) 操業区域

福岡県豊前海区海面

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

なし

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域で操業してはならない。

ア 北九州市門司区門司埼灯台

イ 北九州市門司区門司埼灯台と山口県下関市火ノ山下潮流信号所を結んだ直線の中央点

ウ 北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市串埼鼻とを結んだ直線の中央点（北九州市門司区部埼灯台から真方位310度28分2.975メートルの点）

エ 北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島頂上とを結んだ直線の中央点

オ 北九州市門司区部埼灯台から真方位11度の線と、山口県下関市満珠島頂上とカの点を結んだ直線の交点

カ 北緯33度52分3秒、東経131度2分19秒の点（旧井ノ浦港沖灯浮

標)

キ 荻田港第7号灯浮標（北緯33度48分18秒、東経131度2分15秒）

ク キの点と豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結んだ直線と、築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結んだ直線との交点

ケ 築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結んだ直線とコの点から真方位6度15分の線との交点

コ サの点と大分県中津市小祝築港突堤突端とを結んだ直線の中央点

サ 築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標

(2) 二重網、三重網を使用してはならない。

(3) 網の高さは、4メートル以内でなければならない。

(4) 同時使用の網の長さは、1000メートル以内でなければならない。

(5) 網には両端に許可番号、氏名を明記した標示板（縦15センチメートル、横5センチメートル）を付けなければならない。

(6) 4月1日～9月30の間はなまこを採捕してはならない。

(7) 11月1日～12月20の間はあわびを採捕してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。（あわび、なまこの採捕禁止期間に関する条件（6）、（7）の追加）

固定式さし網（三重建網）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

（１）許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
333隻	北九州市門司区、同小倉南区、 京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡 築上町、同吉富町

（２）船舶の総トン数

なし

（３）推進機関の馬力数

なし

（４）操業区域

福岡県豊前海区海面

（５）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（６）漁業を営む者の資格

なし

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

（１）次の区域で操業してはならない。

- 1）北九州市門司区萩山頂上と山口県下関市満珠島西端とを結んだ直線以西の区域
- 2）柵網の周囲50メートル以内の区域

（２）クルマエビを採捕する場合は、網目4センチメートル（8.5節）より細目の網を使用してはならない。

（３）8月21日から8月31日までの間は、クルマエビを採捕してはならない。

（４）同時使用の網の長さは、500メートル以内でなければならない。

（５）網には両端に許可番号、氏名を明記した標示板（縦15センチメートル、横5センチメートル）を付けなければならない。

（６）4月1日～9月30日の間はなまこを採捕してはならない。

（７）11月1日～12月20日の間はあわびを採捕してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年 of 漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。（あわび、なまこの採捕禁止期間に関する条件（6）、（7）の追加）

さし網（ぼら囲さし網）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

（１）許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町

（２）船舶の総トン数

なし

（３）推進機関の馬力数

なし

（４）操業区域

福岡県豊前海区海面

（５）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（６）漁業を営む者の資格

なし

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

（１）柵網の周囲50メートル以内の区域で操業してはならない。

（２）4月1日～9月30日の間はなまこを採捕してはならない。

（３）11月1日～12月20日の間はあわびを採捕してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。（あわび、なまこの採捕禁止期間に関する条件（2）、（3）の追加）

固定式さし網（一重建網）漁業許可方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>1～3（5） （略）</p> <p><u>（6）4月1日～9月30日の間は なまこを採捕してはならない。</u></p> <p><u>（7）11月1日～12月20日の間は あわびを採捕してはならない。</u></p> <p>4～5 （略）</p>	<p>1～3（5） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4～5 （略）</p>

固定式さし網（三重建網）漁業許可方針 新旧対照表

改正案	現行
1～3（5） （略）	1～3（5） （略）
<u>（6）4月1日～9月30日の間は なまこを採捕してはならない。</u>	（新設）
<u>（7）11月1日～12月20日の間は あわびを採捕してはならない。</u>	（新設）
4～5 （略）	4～5 （略）

さし網（ぼら囲さし網）漁業許可方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>1～3（1） （略）</p> <p><u>（2）4月1日～9月30日の間は なまこを採捕してはならない。</u></p> <p><u>（3）11月1日～12月20日の間は あわびを採捕してはならない。</u></p> <p>4～5 （略）</p>	<p>1～3（1） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4～5 （略）</p>

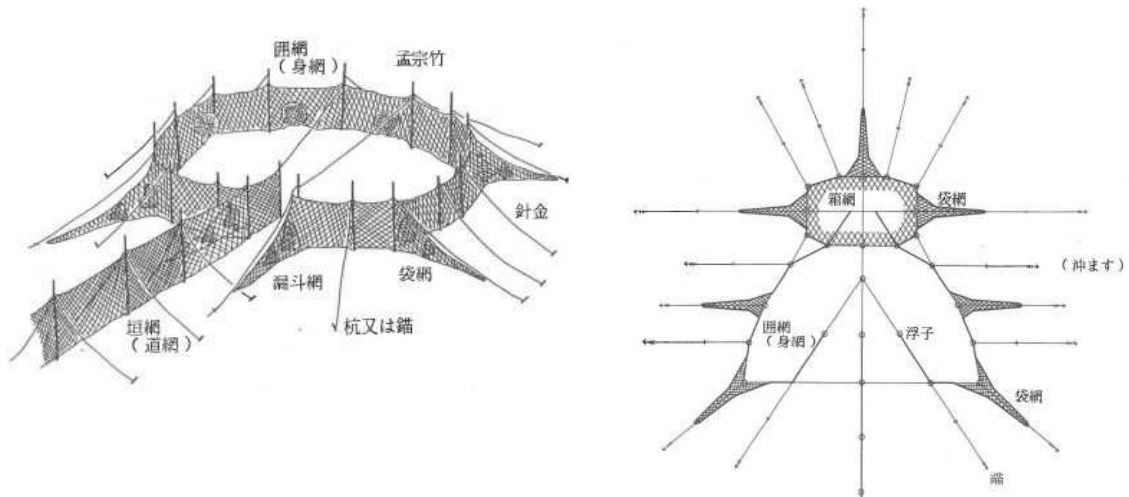
豊前海における雑魚柵網の身網の設置場所の委員会指示について

1 雑魚柵網の漁具漁法

豊前海のます網は、岸近くに設置する「地ます」、沖合に設置する「沖ます」、「地ます」と「沖ます」の中間に設置する「中ます」の3つがある。

「地ます」と「中ます」の構造は大体同じで、垣網とほぼ円形をした身網からなり、身網に8～9個の袋網がつく。「沖ます」は垣網と半円形をした身網の沖側にさらに横長で全周に網がある箱網が付き、身網に4個、箱網に3個の計7個の袋網が付く。また、「地ます」は海岸線の近くから垣網が張出し、孟宗竹の支柱と錨または杭で網を固定する支柱式であるが、「中ます」と「沖ます」は海岸線から離れた地点から垣網を張出し支柱を用いず浮子と錨によって網を固定するフロート式である。

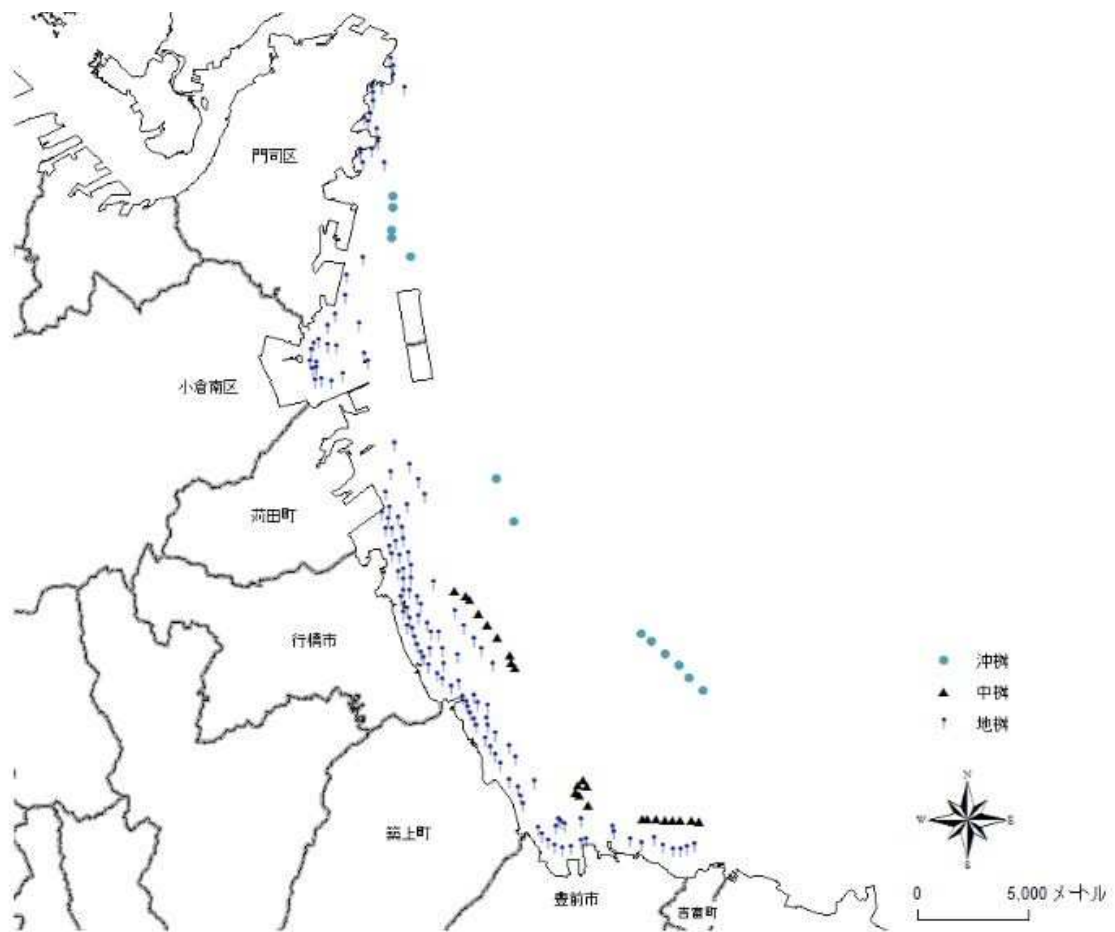
網は水産動物の多い水域を選び、沖に向かって直角に一直線に設置する。垣網によって遮られた水産動物を垣網に沿って身網、箱網、袋網に誘導し、採捕する。



構成		地ます	中ます	沖ます
垣網 (道網)	長さ	360m	500m	800m
	網丈	17～18m	17～18m	20m
	目合	4節	4節	8寸～1尺
身網 (围網)	長さ	100～150m	100～150m	120～150m
	網丈	18～20m	18～22m	35～40m
	目合	10節	10節	2寸4分
箱網	長さ、幅、深さ 目合	なし	なし	15m、24m、20m 2寸2分
袋網	間口径	3m	3m	3m
	長さ	12m	12m	13m
	目合	12～13節	12～13節	5～8節
	個数	8～9個	8～9個	7個
設置方式及び 水深		支柱式 7m前後	フロート式 10m前後	フロート式 15m前後

(福岡県の漁具漁法 (平成3年3月) より抜粋)

2. 雑魚柵網の設置場所



組合別配分統数

組合名	地	中	沖	計
豊前海北部	柄杓田	18	4	22
	恒見	10	1	11
曾根	9			9
刈田町	11			11
蓑島	14		2	16
行橋市	沓尾	7		7
	長井	10	2	12
	稲童	17	5	22
豊築	西八田	4	2	6
	椎田町	20		20
	松江浦	9	5	14
	八屋	4	1	5
	宇島	7	8	6
吉富	3			3
計	143	23	13	179

3. 雑魚柵網の身網設置場所にかかる委員会指示について

(1) これまでの経緯

- 委員会指示で雑魚柵網の身網の設置場所を指定。
- 現行の委員会指示（福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第63号）は、平成25年8月23日に発出。
指示の有効期間は、平成25年9月1日から令和5年8月31日までの10年間（共同漁業権免許の切替時に更新）。
- 漁業調整委員会では、柵網の設置状況の調査を行うとともに、関係漁業協同組合の要望を受け、委員会指示を発出。

(2) 柵網の設置状況調査

【漁協への聞き取り調査】

- 調査手順
 - ・各漁協へ調査票を郵送し調査を依頼 令和4年8月9日（~~8~~切9/9）
 - ・調査票の回収及び聞き取り調査 8～10月
- 調査結果
 - ・設置中の柵網は31基（前回10年前から18カ所減）
 - ・今後予定を含めた柵網は102基（前回10年前から40カ所減）
 - ・予定なしは77基（前回10年前から40カ所増）
 - ・位置変更の要望なし。

	設置している	今後設置予定	予定なし (不明を含む)	計
地 柵	28 (45)	56 (72)	59 (26)	143
中 柵	3 (3)	8 (15)	12 (5)	23
沖 柵	0 (1)	7 (6)	6 (6)	13
計	31 (49)	71 (93)	77 (37)	179

102 (142)

※参考 () 内の数字は10年前(H25)の結果

【現場海域での設置状況調査】

- 調査日
 - ・調査取締船「ぶぜん」による現地調査 令和5年5月9日、10日

柵網の委員会指示に関する調査票

組合名;

調査票記入日;

- 質問1 貴組合(支所)の柵網の免許は、以下のとおりですが、令和4年8月1日現在で、
- ①現在設置している柵網番号には、「①現在設置中」に○印を付けてください。
また、その設置期間をお知らせください。
 - ②今後設置する予定の柵網番号には、「②今後設置する」の欄に○印を付けてください。
また、その設置予定期間をお知らせください。
 - ③今後も設置する予定のない柵網には、「③設置予定なし」の欄に○印を付けてください。

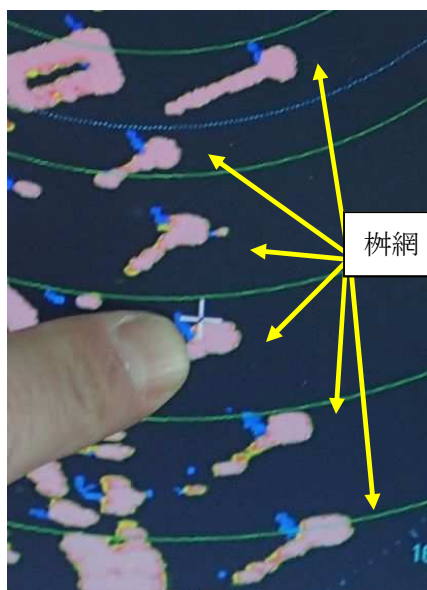
柄杓田	地枘	①現在設置中	②今後設置する	③設置予定なし	設置時期
柄杓田	地001				月～ 月
柄杓田	地002				月～ 月
柄杓田	地003				月～ 月
柄杓田	地004				月～ 月
柄杓田	地005				月～ 月
柄杓田	地006				月～ 月
柄杓田	地007				月～ 月
柄杓田	地008				月～ 月
柄杓田	地009				月～ 月
柄杓田	地010				月～ 月
柄杓田	地011				月～ 月
柄杓田	地012				月～ 月
柄杓田	地013				月～ 月
柄杓田	地014				月～ 月
柄杓田	地015				月～ 月
柄杓田	地016				月～ 月
柄杓田	地017				月～ 月
柄杓田	地018				月～ 月

柄杓田	沖柵	①現在設置中	②今後設置する	③設置予定なし	設置時期
柄杓田	沖001				月～ 月
柄杓田	沖002				月～ 月
柄杓田	沖003				月～ 月
柄杓田	沖004				月～ 月

- 質問2 柵網設置に関する御意見があれば記入してください。

○方法

- ・「ぶぜん」のレーダー及び目視により設置状況を確認。



船上で設置位置を確認している様子

○調査結果

	設置確認数
地柵	24
中柵	1
沖柵	0
計	25

4. 委員会指示（案）

(1) 今回（令和5年度）の委員会指示について

- ・関係する漁業団体（組合長会、苅田町漁協、曾根漁協）から、福岡県豊前海区漁業調整委員会会長あてに、「雑魚柵網における身網の設置場所にかかる委員会指示に関する要望書」が提出。
- ・7月13日に締結された共有漁業権行使協定書に記載されている雑魚柵網の数は前回と同数の179。（地柵143、中柵23、沖柵13）
- ・各漁協（支所）から、設置位置変更の要望なし。

以上のことより、今回は、現行の内容で委員会指示を発出予定。

(2) 地元漁業関係団体からの要望書・・・・・・別紙

(3) 委員会指示案・・・・・・別紙

福岡県豊前海区における雑魚桁網の身網の設置場所について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年8月23日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 高松 三男

1 設置場所の指定

雑魚桁網の身網の設置場所を別表1から5のとおり指定する。

2 設置場所の変更等

雑魚桁網漁業を新たに営もうとする者は、その雑魚桁網の身網の設置場所について、又は雑魚桁網漁業を現在営んでいる者が、身網の設置場所を変更しようとする場合はその新たな設置場所について、当委員会の指定を受けなければならない。

3 指示の有効期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

福岡県豊前海区における雑魚柵網の身網の設置場所について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年8月 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 設置場所の指定

雑魚柵網の身網の設置場所を別表1から5のとおり指定する。

2 設置場所の変更等

雑魚柵網漁業を新たに営もうとする者は、その雑魚柵網の身網の設置場所について、又は雑魚柵網漁業を現在営んでいる者が、身網の設置場所を変更しようとする場合はその新たな設置場所について、当委員会の指定を受けなければならない。

3 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)				指定設置位置(日本測地系)			
			北緯		東経		北緯		東経	
豊前海北部	柄杓田	地 001	33°	57.068'	131°	1.290'	33°	56.868'	131°	1.430'
豊前海北部	柄杓田	地 002	33°	56.860'	131°	1.378'	33°	56.660'	131°	1.518'
豊前海北部	柄杓田	地 003	33°	56.660'	131°	1.373'	33°	56.460'	131°	1.513'
豊前海北部	柄杓田	地 004	33°	56.389'	131°	1.012'	33°	56.189'	131°	1.152'
豊前海北部	柄杓田	地 005	33°	56.357'	131°	1.704'	33°	56.157'	131°	1.844'
豊前海北部	柄杓田	地 006	33°	56.343'	131°	0.732'	33°	56.143'	131°	0.872'
豊前海北部	柄杓田	地 007	33°	56.214'	131°	0.771'	33°	56.014'	131°	0.911'
豊前海北部	柄杓田	地 008	33°	55.997'	131°	0.780'	33°	55.797'	131°	0.920'
豊前海北部	柄杓田	地 009	33°	55.684'	131°	0.673'	33°	55.484'	131°	0.813'
豊前海北部	柄杓田	地 010	33°	55.587'	131°	0.513'	33°	55.387'	131°	0.653'
豊前海北部	柄杓田	地 011	33°	55.521'	131°	0.615'	33°	55.321'	131°	0.755'
豊前海北部	柄杓田	地 012	33°	55.328'	131°	0.886'	33°	55.128'	131°	1.026'
豊前海北部	柄杓田	地 013	33°	55.025'	131°	0.908'	33°	54.825'	131°	1.048'
豊前海北部	柄杓田	地 014	33°	54.835'	131°	0.402'	33°	54.635'	131°	0.542'
豊前海北部	柄杓田	地 015	33°	54.829'	131°	0.729'	33°	54.629'	131°	0.869'
豊前海北部	柄杓田	地 016	33°	54.732'	131°	0.384'	33°	54.532'	131°	0.524'
豊前海北部	柄杓田	地 017	33°	54.495'	131°	1.111'	33°	54.295'	131°	1.251'
豊前海北部	柄杓田	地 018	33°	54.478'	131°	0.468'	33°	54.278'	131°	0.608'
豊前海北部	恒見	地 019	33°	52.159'	131°	0.461'	33°	51.959'	131°	0.601'
豊前海北部	恒見	地 020	33°	51.717'	130°	59.977'	33°	51.517'	131°	0.117'
豊前海北部	恒見	地 021	33°	51.218'	130°	59.943'	33°	51.018'	131°	0.083'
豊前海北部	恒見	地 022	33°	50.779'	130°	59.643'	33°	50.579'	130°	59.783'
豊前海北部	恒見	地 023	33°	50.545'	131°	0.347'	33°	50.345'	131°	0.487'
豊前海北部	恒見	地 024	33°	50.479'	130°	59.426'	33°	50.279'	130°	59.566'
豊前海北部	恒見	地 025	33°	50.157'	130°	59.176'	33°	49.957'	130°	59.316'
豊前海北部	恒見	地 026	33°	50.018'	130°	59.419'	33°	49.818'	130°	59.559'
豊前海北部	恒見	地 027	33°	49.980'	130°	59.681'	33°	49.780'	130°	59.821'
豊前海北部	恒見	地 028	33°	49.619'	131°	0.602'	33°	49.419'	131°	0.742'
豊前海北部	曾根	地 029	33°	50.040'	130°	59.013'	33°	49.840'	130°	59.153'
豊前海北部	曾根	地 030	33°	49.905'	130°	58.936'	33°	49.705'	130°	59.076'
豊前海北部	曾根	地 031	33°	49.635'	130°	58.911'	33°	49.435'	130°	59.051'
豊前海北部	曾根	地 032	33°	49.603'	130°	59.098'	33°	49.403'	130°	59.238'
豊前海北部	曾根	地 033	33°	49.456'	130°	59.093'	33°	49.256'	130°	59.233'
豊前海北部	曾根	地 034	33°	49.432'	130°	58.969'	33°	49.232'	130°	59.109'
豊前海北部	曾根	地 035	33°	49.184'	130°	59.255'	33°	48.984'	130°	59.395'
豊前海北部	曾根	地 036	33°	49.145'	130°	59.065'	33°	48.945'	130°	59.205'
豊前海北部	曾根	地 037	33°	49.794'	131°	0.516'	33°	49.594'	131°	0.656'
苅田町		地 038	33°	49.323'	130°	59.876'	33°	49.123'	131°	0.016'
苅田町		地 039	33°	49.128'	130°	59.536'	33°	48.928'	130°	59.676'
苅田町		地 040	33°	47.608'	131°	1.412'	33°	47.408'	131°	1.552'
苅田町		地 041	33°	47.079'	131°	1.852'	33°	46.879'	131°	1.992'
苅田町		地 042	33°	46.880'	131°	1.299'	33°	46.680'	131°	1.439'
苅田町		地 043	33°	46.706'	131°	2.082'	33°	46.506'	131°	2.222'
苅田町		地 044	33°	46.404'	131°	1.142'	33°	46.204'	131°	1.282'
苅田町		地 045	33°	46.323'	131°	2.289'	33°	46.123'	131°	2.429'
苅田町		地 046	33°	46.098'	131°	1.769'	33°	45.898'	131°	1.909'
苅田町		地 047	33°	46.037'	131°	1.242'	33°	45.837'	131°	1.382'
苅田町		地 048	33°	45.904'	131°	1.007'	33°	45.704'	131°	1.147'
蓑島		地 049	33°	45.777'	131°	1.519'	33°	45.577'	131°	1.659'
蓑島		地 050	33°	45.758'	131°	1.223'	33°	45.558'	131°	1.363'

福岡県豊前海区における地柵網の身網指定設置位置

(別表2)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)				指定設置位置(日本測地系)			
			北緯		東経		北緯		東経	
蓑島		地051	33°	45.525'	131°	1.607'	33°	45.325'	131°	1.747'
蓑島		地052	33°	45.515'	131°	1.117'	33°	45.315'	131°	1.257'
蓑島		地053	33°	45.494'	131°	1.324'	33°	45.294'	131°	1.464'
蓑島		地054	33°	45.246'	131°	1.656'	33°	45.046'	131°	1.796'
蓑島		地055	33°	45.187'	131°	1.441'	33°	44.987'	131°	1.581'
蓑島		地056	33°	45.082'	131°	1.261'	33°	44.882'	131°	1.401'
蓑島		地057	33°	44.902'	131°	1.804'	33°	44.702'	131°	1.944'
蓑島		地058	33°	44.889'	131°	1.338'	33°	44.689'	131°	1.478'
蓑島		地059	33°	44.850'	131°	1.548'	33°	44.650'	131°	1.688'
蓑島		地060	33°	44.589'	131°	1.886'	33°	44.389'	131°	2.026'
蓑島		地061	33°	44.521'	131°	1.656'	33°	44.321'	131°	1.796'
蓑島		地062	33°	44.454'	131°	1.501'	33°	44.254'	131°	1.641'
行橋市	沓尾	地063	33°	44.298'	131°	1.871'	33°	44.098'	131°	2.011'
行橋市	沓尾	地064	33°	44.250'	131°	1.647'	33°	44.050'	131°	1.787'
行橋市	沓尾	地065	33°	44.187'	131°	2.533'	33°	43.987'	131°	2.673'
行橋市	沓尾	地066	33°	43.998'	131°	1.854'	33°	43.798'	131°	1.994'
行橋市	沓尾	地067	33°	43.997'	131°	1.671'	33°	43.797'	131°	1.811'
行橋市	沓尾	地068	33°	43.840'	131°	1.572'	33°	43.640'	131°	1.712'
行橋市	沓尾	地069	33°	43.837'	131°	2.077'	33°	43.637'	131°	2.217'
行橋市	長井	地070	33°	43.638'	131°	2.158'	33°	43.438'	131°	2.298'
行橋市	長井	地071	33°	43.543'	131°	1.774'	33°	43.343'	131°	1.914'
行橋市	長井	地072	33°	43.466'	131°	1.669'	33°	43.266'	131°	1.809'
行橋市	長井	地073	33°	43.372'	131°	2.111'	33°	43.172'	131°	2.251'
行橋市	長井	地074	33°	43.308'	131°	1.829'	33°	43.108'	131°	1.969'
行橋市	長井	地075	33°	43.165'	131°	2.366'	33°	42.965'	131°	2.506'
行橋市	長井	地076	33°	43.110'	131°	1.777'	33°	42.910'	131°	1.917'
行橋市	長井	地077	33°	43.055'	131°	1.894'	33°	42.855'	131°	2.034'
行橋市	長井	地078	33°	42.958'	131°	2.450'	33°	42.758'	131°	2.590'
行橋市	長井	地079	33°	42.833'	131°	1.988'	33°	42.633'	131°	2.128'
行橋市	稲童	地080	33°	43.472'	131°	3.163'	33°	43.272'	131°	3.303'
行橋市	稲童	地081	33°	43.102'	131°	3.442'	33°	42.902'	131°	3.582'
行橋市	稲童	地082	33°	42.960'	131°	2.691'	33°	42.760'	131°	2.831'
行橋市	稲童	地083	33°	42.819'	131°	3.738'	33°	42.619'	131°	3.878'
行橋市	稲童	地084	33°	42.664'	131°	2.074'	33°	42.464'	131°	2.214'
行橋市	稲童	地085	33°	42.566'	131°	3.942'	33°	42.366'	131°	4.082'
行橋市	稲童	地086	33°	42.564'	131°	2.815'	33°	42.364'	131°	2.955'
行橋市	稲童	地087	33°	42.546'	131°	2.429'	33°	42.346'	131°	2.569'
行橋市	稲童	地088	33°	42.478'	131°	2.157'	33°	42.278'	131°	2.297'
行橋市	稲童	地089	33°	42.411'	131°	3.262'	33°	42.211'	131°	3.402'
行橋市	稲童	地090	33°	42.330'	131°	2.240'	33°	42.130'	131°	2.380'
行橋市	稲童	地091	33°	42.189'	131°	4.297'	33°	41.989'	131°	4.437'
行橋市	稲童	地092	33°	42.173'	131°	2.824'	33°	41.973'	131°	2.964'
行橋市	稲童	地093	33°	42.144'	131°	2.383'	33°	41.944'	131°	2.523'
行橋市	稲童	地094	33°	41.942'	131°	2.645'	33°	41.742'	131°	2.785'
行橋市	稲童	地095	33°	41.810'	131°	2.815'	33°	41.610'	131°	2.955'
行橋市	稲童	地096	33°	41.381'	131°	3.386'	33°	41.181'	131°	3.526'
豊築	西八田	地097	33°	41.740'	131°	3.285'	33°	41.540'	131°	3.425'
豊築	西八田	地098	33°	41.618'	131°	3.072'	33°	41.418'	131°	3.212'
豊築	西八田	地099	33°	41.409'	131°	3.712'	33°	41.209'	131°	3.852'
豊築	西八田	地100	33°	41.261'	131°	3.495'	33°	41.061'	131°	3.635'

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)				指定設置位置(日本測地系)			
			北緯		東経		北緯		東経	
豊築	椎田町	地 101	33°	41.228'	131°	3.843'	33°	41.028'	131°	3.983'
豊築	椎田町	地 102	33°	41.160'	131°	4.125'	33°	40.960'	131°	4.265'
豊築	椎田町	地 103	33°	41.148'	131°	3.545'	33°	40.948'	131°	3.685'
豊築	椎田町	地 104	33°	40.971'	131°	3.606'	33°	40.771'	131°	3.746'
豊築	椎田町	地 105	33°	40.858'	131°	4.105'	33°	40.658'	131°	4.245'
豊築	椎田町	地 106	33°	40.835'	131°	3.744'	33°	40.635'	131°	3.884'
豊築	椎田町	地 107	33°	40.660'	131°	3.814'	33°	40.460'	131°	3.954'
豊築	椎田町	地 108	33°	40.658'	131°	4.137'	33°	40.458'	131°	4.277'
豊築	椎田町	地 109	33°	40.491'	131°	4.341'	33°	40.291'	131°	4.481'
豊築	椎田町	地 110	33°	40.350'	131°	4.043'	33°	40.150'	131°	4.183'
豊築	椎田町	地 111	33°	40.186'	131°	4.756'	33°	39.986'	131°	4.896'
豊築	椎田町	地 112	33°	40.155'	131°	4.193'	33°	39.955'	131°	4.333'
豊築	椎田町	地 113	33°	39.944'	131°	4.346'	33°	39.744'	131°	4.486'
豊築	椎田町	地 114	33°	39.894'	131°	4.940'	33°	39.694'	131°	5.080'
豊築	椎田町	地 115	33°	39.732'	131°	4.500'	33°	39.532'	131°	4.640'
豊築	椎田町	地 116	33°	39.342'	131°	4.745'	33°	39.142'	131°	4.885'
豊築	椎田町	地 117	33°	39.300'	131°	5.499'	33°	39.100'	131°	5.639'
豊築	椎田町	地 118	33°	39.155'	131°	5.031'	33°	38.955'	131°	5.171'
豊築	椎田町	地 119	33°	38.925'	131°	5.085'	33°	38.725'	131°	5.225'
豊築	椎田町	地 120	33°	38.745'	131°	5.162'	33°	38.545'	131°	5.302'
豊築	松江浦	地 121	33°	38.381'	131°	6.198'	33°	38.181'	131°	6.338'
豊築	松江浦	地 122	33°	38.305'	131°	6.293'	33°	38.105'	131°	6.433'
豊築	松江浦	地 123	33°	38.235'	131°	6.383'	33°	38.035'	131°	6.523'
豊築	松江浦	地 124	33°	38.180'	131°	6.121'	33°	37.980'	131°	6.261'
豊築	松江浦	地 125	33°	38.152'	131°	5.632'	33°	37.952'	131°	5.772'
豊築	松江浦	地 126	33°	38.018'	131°	5.728'	33°	37.818'	131°	5.868'
豊築	松江浦	地 127	33°	37.852'	131°	5.910'	33°	37.652'	131°	6.050'
豊築	松江浦	地 128	33°	37.735'	131°	6.108'	33°	37.535'	131°	6.248'
豊築	松江浦	地 129	33°	37.670'	131°	6.323'	33°	37.470'	131°	6.463'
豊築	八屋	地 130	33°	38.385'	131°	6.856'	33°	38.185'	131°	6.996'
豊築	八屋	地 131	33°	37.887'	131°	7.022'	33°	37.687'	131°	7.162'
豊築	八屋	地 132	33°	37.859'	131°	6.862'	33°	37.659'	131°	7.002'
豊築	八屋	地 133	33°	37.686'	131°	6.565'	33°	37.486'	131°	6.705'
豊築	宇島	地 134	33°	38.174'	131°	7.792'	33°	37.974'	131°	7.932'
豊築	宇島	地 135	33°	38.069'	131°	7.818'	33°	37.869'	131°	7.958'
豊築	宇島	地 136	33°	37.910'	131°	9.025'	33°	37.710'	131°	9.165'
豊築	宇島	地 137	33°	37.877'	131°	8.315'	33°	37.677'	131°	8.455'
豊築	宇島	地 138	33°	37.786'	131°	8.648'	33°	37.586'	131°	8.788'
豊築	宇島	地 139	33°	37.720'	131°	9.273'	33°	37.520'	131°	9.413'
豊築	宇島	地 140	33°	37.630'	131°	9.564'	33°	37.430'	131°	9.704'
吉富		地 141	33°	37.642'	131°	9.812'	33°	37.442'	131°	9.952'
吉富		地 142	33°	37.692'	131°	10.001'	33°	37.492'	131°	10.141'
吉富		地 143	33°	37.764'	131°	10.203'	33°	37.564'	131°	10.343'

福岡県豊前海区における中柵網の身網指定設置位置

(別表4)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	中柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
行橋市	長井	中001	33° 44.060'	131° 3.177'	33° 43.860'	131° 3.317'
行橋市	長井	中002	33° 43.910'	131° 3.518'	33° 43.710'	131° 3.658'
行橋市	稲童	中003	33° 42.478'	131° 4.788'	33° 42.278'	131° 4.928'
行橋市	稲童	中004	33° 42.883'	131° 4.443'	33° 42.683'	131° 4.583'
行橋市	稲童	中005	33° 43.213'	131° 4.122'	33° 43.013'	131° 4.262'
行橋市	稲童	中006	33° 43.500'	131° 3.866'	33° 43.300'	131° 4.006'
行橋市	稲童	中007	33° 43.833'	131° 3.615'	33° 43.633'	131° 3.755'
豊築	西八田	中008	33° 42.284'	131° 4.838'	33° 42.084'	131° 4.978'
豊築	西八田	中009	33° 42.161'	131° 4.956'	33° 41.961'	131° 5.096'
豊築	松江浦	中010	33° 39.389'	131° 6.935'	33° 39.189'	131° 7.075'
豊築	松江浦	中011	33° 39.286'	131° 6.814'	33° 39.086'	131° 6.954'
豊築	松江浦	中012	33° 39.227'	131° 7.050'	33° 39.027'	131° 7.190'
豊築	松江浦	中013	33° 39.085'	131° 6.741'	33° 38.885'	131° 6.881'
豊築	松江浦	中014	33° 39.009'	131° 6.824'	33° 38.809'	131° 6.964'
豊築	八屋	中015	33° 38.789'	131° 7.104'	33° 38.589'	131° 7.244'
豊築	宇島	中016	33° 38.447'	131° 8.680'	33° 38.247'	131° 8.820'
豊築	宇島	中017	33° 38.432'	131° 8.846'	33° 38.232'	131° 8.986'
豊築	宇島	中018	33° 38.422'	131° 9.108'	33° 38.222'	131° 9.248'
豊築	宇島	中019	33° 38.406'	131° 9.590'	33° 38.206'	131° 9.730'
豊築	宇島	中020	33° 38.405'	131° 9.352'	33° 38.205'	131° 9.492'
豊築	宇島	中021	33° 38.393'	131° 9.815'	33° 38.193'	131° 9.955'
豊築	宇島	中022	33° 38.393'	131° 10.149'	33° 38.193'	131° 10.289'
豊築	宇島	中023	33° 38.372'	131° 10.372'	33° 38.172'	131° 10.512'

福岡県豊前海区における沖柵網の身網指定設置位置

(別表5)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	沖柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
豊前海北部	柄杓田	沖001	33° 53.755'	131° 1.343'	33° 53.555'	131° 1.483'
豊前海北部	柄杓田	沖002	33° 53.469'	131° 1.345'	33° 53.269'	131° 1.485'
豊前海北部	柄杓田	沖003	33° 52.900'	131° 1.329'	33° 52.700'	131° 1.469'
豊前海北部	柄杓田	沖004	33° 52.707'	131° 1.320'	33° 52.507'	131° 1.460'
豊前海北部	恒見	沖005	33° 52.240'	131° 1.881'	33° 52.040'	131° 2.021'
蓑島		沖006	33° 46.809'	131° 4.386'	33° 46.609'	131° 4.526'
蓑島		沖007	33° 45.745'	131° 4.903'	33° 45.545'	131° 5.043'
豊築	宇島	沖008	33° 43.000'	131° 8.660'	33° 42.800'	131° 8.800'
豊築	宇島	沖009	33° 42.800'	131° 8.960'	33° 42.600'	131° 9.100'
豊築	宇島	沖010	33° 42.500'	131° 9.360'	33° 42.300'	131° 9.500'
豊築	宇島	沖011	33° 42.200'	131° 9.760'	33° 42.000'	131° 9.900'
豊築	宇島	沖012	33° 41.900'	131° 10.060'	33° 41.700'	131° 10.200'
豊築	宇島	沖013	33° 41.600'	131° 10.460'	33° 41.400'	131° 10.600'

1. 過去の提出議題

(1) 平成25年～令和3年

年	筑前海区	有明海区	豊前海区
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて 	なし	なし
H26 ～29年	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について 	なし	なし
H30 ～R3年	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について 	なし	なし

(2) 令和4年度提案議題

(1) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

- 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業禁止
- 取締強化により我が国の安全操業確保

(2) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

- 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域や禁漁期間の見直し(拡大)
- 大中型まき網漁業に使用する全船への VMS 設置
- 取り締まりの強化

2. 令和5年度提案議題（案）

（1）我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について【継続】

※筑前海区関係

- ・我が国のEEZ内における韓国漁船の操業禁止
- ・取締強化により我が国の安全操業確保

（2）大中型まき網漁業・沖合底びき網漁業と沿岸漁業の調整【継続・一部変更】

※筑前海区関係

- ・大中型まき網漁業・沖合底びき網漁業の操業禁止区域・操業禁止期間の拡大
- ・取り締まりの強化

（3）新たな資源管理措置について【新規】

※3海区共通

- ・資源評価の精度向上。
- ・資源管理を実施するにあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得た上で、沿岸漁業の経営に十分配慮して行うこと。
- ・遊漁者についても資源管理に取り組む体制を作ること
- ・資源管理の取組による減収に対する経営維持対策。
- ・TAC管理を導入した場合の、漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

令和4年度九州ブロック提案議題

		提案県	
1	<p>海区漁業調整委員会制度</p> <p>海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p>	長崎 熊本	継続
2	<p>太平洋クロマグロの資源管理</p> <p>漁獲上限の拡大、遊漁者への指導、経営安定対策の拡充(混獲回避休漁支援事業の発動緩和)</p>	佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	継続
3	<p>沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>	福岡 熊本 鹿児島	継続
4	<p>漁業法改正後の制度運用</p> <p>地方自治体への適切な指導・助言</p>	大分	継続
5	<p>外国漁船問題</p> <p>日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について</p> <p>日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について</p> <p>日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について</p> <p>東シナ海における漁船の安全操業確保について</p> <p>日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について</p> <p>日中漁業協定の見直しについて</p> <p>日台漁業取決めの見直しについて</p>	福岡 長崎 熊本 鹿児島 沖縄	継続
6	<p>ミニボートによる危険行為の防止について</p> <p>所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など</p>	佐賀 熊本	継続

別紙様式 2

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 EEZ 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和5度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>提案議題（<u>要望事項</u>・協議事項・照会）</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>
<p>内容</p> <p>本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。</p> <p>沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。</p> <p>さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。</p> <p>上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 TAC 管理を導入した場合の、漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。